

全建労発第 8号
令和5年4月10日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥村 太加典
〔 公 印 省 略 〕

建設業における技能実習制度の適正な運営の推進について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、技能実習制度においては、実習実施者等に対し、技能実習法に基づき、国または外国人技能実習機構の職員が実地による検査を行うこととしております。また、団体監理型技能実習については、監理団体が実習実施者に対し実地による監査を実施する義務があります。

しかしながら、安全確保等を理由として、団体監理型技能実習が行われている建設現場への入構が拒否される事例が相当見られることから、この度、出入国在留管理庁在留監理支援部在留管理課、厚生労働省海外人材育成担当参事官室及び外国人技能実習機構より別添のとおり適正に対応していただきたい旨の要請がありました。

また、併せて、外国人技能実習機構による検査や監理団体による監査に際し、ご協力いただきたい事項について、改めて協力の要請がありました。

つきましては、建設業における技能実習制度の適正な運営の推進について、貴会会員企業の皆様に対し、ご周知くださいますようお願い申し上げます。

以上
(担当：労働部 吉田)